

ゼロゼロ融資等を借り換えたい方へ 経営力強化保証制度

本制度は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自らが策定した事業計画を基に経営の改善に取り組む中小企業・小規模事業者のみなさまの資金調達等を支援し、経営力を強化することを目的としています。

※認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。



[制度の特徴]

保証料率の引き下げ（概ね▲0.20%）に加え、経営改善に向けた取組を強力にサポートすることで、金融面・経営面の2つの側面から中小企業・小規模事業者のみなさまを支援します。

※中小企業・小規模事業者のみなさまには、金融機関に対し、計画の実施状況報告を四半期毎に行っていただきます。また、金融機関のみなさまには、当協会に対し、中小企業・小規模事業者のみなさまの状況報告を事業年度毎に行っていただきます。

[制度の仕組み]



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

[経営力強化保証制度の概要]

ご利用いただける方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自らが策定した事業計画を基に経営の改善に取り組む中小企業・小規模事業者で、金融機関に対し計画の実行状況の報告を行う方。																														
対象資金	<p>事業資金（事業計画の実施に必要な資金）</p> <p>ただし、セーフティネット保証5号を利用の場合は、経営の安定に必要な事業資金であり、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金※を借り換える場合に限る。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは、以下の既往借入金とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応資金（新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金） ・伴走支援型特別保証制度（栃木県制度融資及び市町村特別保証制度によるものを含む） ・セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）に係る既往借入金 ・危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）に係る既往借入金 ・セーフティネット保証5号であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（令和2年2月1日～令和3年12月31日）に信用保証協会が保証申込受けし、かつ貸付実行された既往借入金 																														
保証限度額	2億8,000万円（中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円）																														
責任共有制度	対象（80%保証）																														
貸付形式	証書貸付、手形貸付																														
保証期間	運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内（いずれも据置期間1年以内）																														
返済方法	一括返済または分割返済																														
保証人	（個人）原則不要 （法人）必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。																														
担保	必要に応じて																														
貸付利率	金融機関所定利率																														
保証料率	<p>0.45%～1.75%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>本制度</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※セーフティネット保証5号を利用の場合、0.70%</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	本制度	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																						
本制度	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45																						
添付書類	<p>①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書</p> <p>②事業行動計画書</p> <p>③セーフティネット保証5号を利用の場合は、市町村の発行する認定書</p>																														
事業行動計画書	<p>以下の内容を満たすものまたは含むものとする。</p> <p>(1)計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。</p> <p>(2)申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定</p> <p>(3)申込人が融資を受けて取り組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果</p> <p>(4)上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画</p>																														



栃木県信用保証協会
facebook
情報発信中!



本所
TEL.028-635-2121
〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

足利支所
TEL.0284-70-6339
〒326-0821 足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館